

大口町告示第21号

大口町団体活動総合補償制度取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町団体活動総合補償制度取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町団体活動総合補償制度取扱要綱（平成31年大口町告示第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大口町」を「町長」に改める。

第13条第1項中「賠償補償対象者が」を削り、「損害保険会社」の次に「（以下「引受損害保険会社」という。）」を加え、同条第2項中「完治した後、第3条により契約した損害保険会社に対して行う」を「完治した後に、町長が認めた傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者が引受損害保険会社から求められた診断書その他の必要な書類を町長へ提出する」に改め、同条第3項中「前項の規定による請求をする者は、第3条により契約した損害保険会社から診断書その他の必要書類の提出を求められたときは、これを第3条により契約した損害保険会社」を「町長は、引受損害保険会社から求められた保険金請求書その他の必要な書類を引受損害保険会社」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町団体活動総合補償制度取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険契約による制度の保全)</p> <p>第3条 <u>町長</u>は、団体活動補償制度を保全するための手段として、損害保険会社との間で第2条第6号及び第7号を被保険者とする保険契約を締結する。</p> <p>(補償金の請求)</p> <p>第13条 賠償事故に係る補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、第3条により契約した損害保険会社(以下「<u>引受損害保険会社</u>」という。)に対して行うものとする。</p> <p>2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡した者の法定相続人又は傷害補償対象者の傷害が完治した後に、<u>町長が認めた傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者が引受損害保険会社から求められた診断書その他の必要な書類を町長へ提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>町長は、引受損害保険会社から求められた保険金請求書その他の必要な書類を引受損害保険会社に提出するものとする。</u></p>	<p>(保険契約による制度の保全)</p> <p>第3条 <u>大口町</u>は、団体活動補償制度を保全するための手段として、損害保険会社との間で第2条第6号及び第7号を被保険者とする保険契約を締結する。</p> <p>(補償金の請求)</p> <p>第13条 賠償事故に係る補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、<u>賠償補償対象者が第3条により契約した損害保険会社に対して行うものとする。</u></p> <p>2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡した者の法定相続人又は傷害補償対象者の傷害が完治した後に、<u>第3条により契約した損害保険会社に対して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による請求をする者は、第3条により契約した損害保険会社から診断書その他の必要書類の提出を求められたときは、これを第3条により契約した損害保険会社に提出するものとする。</u></p>